

令和7年度 南三陸町農作業 標準賃金協定表

農作業標準賃金とは、農業者が農作業を委託する際に支払う費用の目安となる金額です。

あくまでも標準的な賃金ですので、実際に受委託を行う際は、農地の条件、作業効率および燃料高騰分の調整などを十分考慮の上、お互いの合意の下に取り決めてください。

1 農作業賃金 8,000円 ※実労働時間は、賄いなしの1日8時間を基準とします。

2 賃耕・田植・刈取料金 (10a当たり)

種 別	料 金	種 別	料 金
水 田 耕 耘 料	7,150円	畑 地 耕 耘 料	6,600円
水 田 代 か き	7,650円	コ ン バ イ ン 刈 取	18,900円
同 耕 耘 代 か き 料	13,300円	水 田 ・ 畑 地 プ ラ ウ	7,690円
バ イ ン ダ ー に よ る 稲 刈 料	7,700円	マ ニ ア ス プ レ ッ タ ー (堆肥なし)	4,900円
機械田植(20～25箱を基準とする)	7,250円	箱 育 苗 代 (無 処 理 苗) 1 箱	800円

(注)バインダー・コンバインによる稲刈は結束紐代を含まない。

3 脱穀調整その他料金

種 別	料 金	種 別	料 金
稲脱穀料(ハーベスター)10a当たり	8,400円	堆肥 1t当たり (堆肥舎渡し)	3,300円
堆肥・ワラ交換の場合の割合	堆肥 2t ワラ 10a	防 除 (薬剤別) (10a当たり)	1,200円
ベ ー ラ ー (10a当たり)	4,600円	精 米 料 (30kg当たり)	420円
粃すり料 (仕上り30kg当たり)	440円	色彩選別 (1袋30kg) (1回処理)	450円
粃乾燥料 * 1石=105kg	生乾燥 (25%以上)	30kg	600円
		1石	2,100円
	生乾燥 (25%未満)	30kg	500円
		1石	1,700円
	生乾燥 (18%未満)	30kg	350円
		1石	1,250円

(注)
1. 農作業賃金を除く料金は、消費税を含みません。
2. 本表の標準額は、各農業機関と協議の上、定めたものです。
3. 農作業賃金は、田植・水田除草・稲刈・畑作業などの一般作業をさします。
4. 圃場の条件、作業の内容などにより通常と異なる場合は両者協議の上、決めてください。

☎ 南三陸町農業委員会 ☎46-1378

公 民 館 使 用 料 の 納 入 に つ い て

これまで公民館使用料については、町が指定する金融機関で納入通知書と一緒に納入していただいていたが、**令和7年4月1日から**、利便性の向上を図るため、直接公民館にて使用料を納入することが可能となります。

ただし、平日の午後5時15分以降や土・日・祝日の休日で職員が不在の時は、日直代行員が対応しますので、金銭預かり書を発行し、領収書の発行は翌営業日以降郵送などでの対応となります。詳しくは、最寄りの公民館にお問い合わせください。

☎ 志津川公民館 ☎46-1341 戸倉公民館 ☎46-9920
入谷公民館 ☎46-5103 歌津公民館 ☎36-2071

事業者および労働者の皆さまへ補助制度のご案内

～町の補助金を活用して事業活動を促進しよう～

事業者向け制度

1 労働力確保対策事業補助金

対 象 経 費	補助限度額
労働力確保対策事業に係る経費の2分の1	30万円

【対象者】

- ・町内に事務所、店舗または工場を有する中小企業者、小規模事業者
- ・町内に福祉施設などを有する医療法人、社会福祉法人

【補助対象経費】

- ・求人情報掲載料
- ・求人パンフレット印刷製本費
- ・求人看板作成・設置費用など

※事業開始前の申請が必要となります。



2 企業立地奨励金

(1) 立地奨励金

立地に係る固定資産の取得額が1,000万円以上である企業者を対象として交付することができます。

【交付額】

固定資産相当額となります。

※交付の対象となる期間は次表のとおりです。

固定資産	営業開始日後最初に固定資産税を課税される年度から起算して5年度
事業所敷地である土地	取得の翌日から3年以内に建設に着手した場合 →着手後最初に固定資産税を課税される年度から起算して5年度
	取得の翌日から3年を超え5年以内に建設に着手した場合 →着手後最初に固定資産税を課税される年度から起算して3年度

(2) 雇用奨励金

事業所を規則で定める地域内に立地し、かつ、以下の要件に該当する企業者に交付することができます。

【交付額】

営業開始日後3年において引き続き1年以上雇用している地元従業員の人数に10万円を乗じて得た額となります。

※次の要件を満たす場合に交付することができます。

新設の場合	立地に係る固定資産および事業所の敷地である土地の取得額が3,000万円以上で、かつ、営業開始日において地元従業員が10人以上であること。
増設の場合	投下固定資産の取得額が2,000万円以上で、かつ、営業開始日において地元従業員が5人以上であること。
移設の場合	投下固定資産の取得額が1,000万円以上で、かつ、営業開始日において地元従業員が3人以上であること。

労働者向け制度

3 就労奨励金

奨励金の種類	支給額
就労奨励金 (6カ月以上雇用された人)	20万円
継続奨励金 (雇用開始から18カ月以上雇用された人)	10万円

【対象者】

新規卒者、Uターン者、Iターン者

※転出若しくは転入が同一の事業所、若しくは施設などにおける転勤に起因する場合または事業主若しくは取締役と2親等以内の親族関係にある人を除きます。

※いずれも住所が南三陸町にあることが条件です。

※地域おこし協力隊の人は、町から事業者に対して雇用経費を補助していることから、対象となりません。

【雇用条件】

常用労働者（雇用期間の定めのない労働者または1年以上の雇用が見込まれる人で、1週間の所定労働時間を30時間以上として雇用された人）として6カ月以上雇用されている人

【申請期限】

雇用開始日から起算し6カ月または18カ月を経過する日の属する月の翌月20日まで

例：4月1日に雇用された人→申請期間は10月1日から20日まで

※上記申請期限を過ぎた場合は、受付できません。

申請期限内に申請をお願いします。

※まとめた申請はできません。支給要件を満たす各月での申請をお願いします。

お問い合わせ・申請窓口 商工観光課 商工業立地推進係 ☎46-1385